

2026 F1日本グランプリ JTB特別ツアー

旅行期間 2026年3月27日(金)～2026年3月29日(日)

※掲載画像は「F1日本グランプリ」及び「三交イン四日市駅前/三交イン津駅前～四季乃湯～」のイメージとなります。

3日間観戦券・宿泊付プラン [3/27(金)～2泊]

～ポイント～

★西エリア券

西エリアは、鈴鹿サーキットでも特にF1マシンのパフォーマンスが際立つセクションを網羅しています。複数の観戦ポイントから自由にレースを観戦でき、鈴鹿のドラマを様々な角度から堪能できます。

WEST FANZONE

スプーンカーブエリア付近の広場に「WEST FANZONE」が今年も登場。アルコールやDJのパフォーマンスを楽しむPIT BARやレストエリアが充実。西コースエリアでご観戦の方の拠点として、一日を通して楽しめるエリアです。

★アクセス抜群のホテル

ホテルは近鉄四日市駅徒歩圏内、津駅徒歩圏内とアクセス抜群

★鈴鹿サーキット内ツアーデスクにて荷物のお預かりサービス

鈴鹿サーキット内に、当ツアー参加者だけが利用できる専用ツアーデスクを設置。(日本語・英語対応)
ツアーデスクではお荷物のお預かりサービスをいたします。(無料)

三交イン四日市駅前

禁煙スタンダードルーム
(12.6㎡/1～2名利用)

※ベッドは140cm幅が1台です

近鉄「四日市駅」北口から徒歩1分



鈴鹿サーキットまでのアクセス

近鉄「四日市駅」～近鉄「白子駅」(特急約10分～/急行約15分～)

近鉄「白子駅」～鈴鹿サーキット(シャトルバス約20分)※混雑状況によって前後します

三交イン津駅前～四季乃湯～

禁煙スタンダードルーム
(1～2名利用/12.2㎡)

※ベッドは140cm幅が1台です

近鉄・JR「津駅」東口から徒歩1分



鈴鹿サーキットまでのアクセス

近鉄「津駅」～近鉄「白子駅」(特急約20分～/急行約30分～)

近鉄「白子駅」～鈴鹿サーキット(シャトルバス約20分)※混雑状況によって前後します

ご旅行代金(上記の両ホテル共通)

2名1室利用の場合 お一人様 80,100円

1名1室利用の場合 お一人様 116,100円

※観戦チケット代含む



【西エリア券】2026 F1 日本グランプリ JTB 特別ツアー
< 3日間観戦券・宿泊付プラン> (三交イン四日市駅前)

▶▶複数の観戦ポイントから自由にレース観戦できる西エリア券◀◀

西エリアは、鈴鹿サーキットでも特に F1 マシンのパフォーマンスが際立つセクションを網羅しています。複数の観戦ポイントから自由にレースを観戦でき、鈴鹿のドラマを様々な角度から堪能できます。

▶▶当ツアーにご参加の方だけがご利用できる専用のツアーデスクを設置。

荷物も無料でお預かり◀◀

鈴鹿サーキット内に当ツアー専用のツアーデスクを設置します。(日本語・英語)

チェックイン前の大きなスーツケースや、観戦中に買い物した荷物など、無料でお預かりいたします。

【旅行代金】

【2名1室利用の場合】 1名様あたり：80,100 円 (税込)

【1名1室利用の場合】 1名様あたり：116,100 円 (税込)

■旅行代金に含まれるもの

宿泊代金、宿泊施設の朝食、F1 観戦チケット (西エリア券)

■旅行代金に含まれないもの

行程に含まれない飲食・交通・宿泊、個人的に利用される諸費用

【旅行期間】

2026 年 3 月 27 日 (金) ～2026 年 3 月 29 日 (日) 3 日間

【宿泊】

三交イン四日市駅前

禁煙スタンダードルーム (利用人数：1～2 名利用 客室面積：12.6 m²)

※ベッドは 140cm 幅が 1 台です

< 鈴鹿サーキットまでのアクセス >

近鉄「四日市駅」まで徒歩 1 分

近鉄「四日市駅」～近鉄「白子駅」(特急約 10 分～/急行約 15 分～)

近鉄「白子駅」～鈴鹿サーキット (シャトルバス約 20 分) ※混雑状況によって前後します

【行程】

1 日目: 2026 年 3 月 27 日 (金)

- ・ 自由行動 (F1 観戦)
- ・ 各自ホテルチェックイン

宿泊: 三交イン四日市駅前

食事: 朝 × / 昼 × / 夜 ×

2 日目: 2026 年 3 月 28 日 (土)

- ・ 自由行動 (F1 観戦)

宿泊: 三交イン四日市駅前

食事: 朝 ○ / 昼 × / 夜 ×

3 日目: 2026 年 3 月 29 日 (日)

- ・ 各自ホテルチェックアウト
- ・ 自由行動 (F1 観戦)

食事: 朝 ○ / 昼 × / 夜 ×

【最少催行人員】

1 名

【添乗員】

この旅行では添乗員は同行しません。お客様に旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

【注意事項】

※観戦チケットは電子チケットとなり、ご出発の 7 日前を目途に電子チケットの URL を代表者にメールにてお送りいたします。(電子チケットの URL はおひとり様につき 1URL となります。)

※この旅行条件は、2025 年 10 月 1 日を基準としています。また、旅行代金は 2025 年

10月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

【旅行企画・実施】

株式会社 JTB 三重支店

〒514-0004 三重県 津市 栄町 3-143-1 笠間第2ビル2階

観光庁長官登録旅行業第64号

(一般社団法人) 日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員



旅行業公正取引
協議会会員



ボンド保証会員

【受託販売】

株式会社 JCB トラベル

観光庁長官登録旅行業第1822号 (一般社団法人) 日本旅行業協会正会員

本社営業所: 東京都豊島区高田 3-13-2 高田馬場 TS ビル 〒171-0033

総合旅行業務取扱管理者: 市川 育広

大阪支店営業所: 大阪府中央区北浜東 4-33 北浜 NEXU BUILD 〒540-0031

総合旅行業務取扱管理者: 広瀬 直子

●お問い合わせ

JCB トラベルデスク

営業時間: 10:00AM~6:00PM 日・祝・12/30~1/3 休

東京: 0120-950-347

大阪: 0120-950-348

※愛知県・岐阜県・富山県から西にお住まいの方は大阪へ、それ以外の方は東京へお電話ください。

国内募集型企画旅行ご旅行条件書

この旅行条件はエース JTB、JTBMystyle など本文第 2 項に掲げる各社の国内募集型企画旅行に適用いたします。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1) 当社の旅行は、以下の各事項のうちホームページ・パンフレット等に記載する旅行会社（以下「当社」といいます。）、企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と弊企業企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。なお、旅行契約には、航空会社が設定する個人包括旅行運賃（お申込みの時期、ご利用便の席状況等）によって運賃が変動します）摘要の航空券を使用するコース（以下「航空運賃変動型プラン」といいます。）を含みます。

- (株)JTBB(東京都港区)東京都品川区 2-3-1 観光庁長官登録旅行業第 64 号)
 - (株)JTBC(千葉県千葉市)東京都品川区 2-3-11 観光庁長官登録旅行業第 712 号)
 - (株)JTBD(東京都品川区)東京都品川区 11-1 観光庁長官登録旅行業第 149 号)
 - (株)JTBE(東京都品川区)東京都品川区 5-6-52 観光庁長官登録旅行業第 1571 号)
 - (株)JTBF(グローバル・マーケティング & トラル)東京都品川区 2-3-14 観光庁長官登録旅行業第 1723 号)
 - (株)JTBJ(ユニスイスイ・サービス)東京都港区港南 1-6-31 観光庁長官登録旅行業第 1776 号)
 - (株)JTBJ エンターテインメント・サービス(東京都港区港南 3-23-1 東京都知事登録旅行業第 776 号116 号)
- 以上各旅行業者は、本旅行の予約・申し込み、旅行の開始・終了、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

(3)旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業契約募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1) 当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます)にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締

- (2) 当社または電話、郵便便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内に申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。なお、商品によっては申込時に旅行代金全額をお支払いいただきます。この期間内に申込みまたは旅行代金の支払いがなされない場合は、当社らは申込みがなかったものと取り扱います。
- (3) お客様が旅行予約サイトで予約、店舗でお支払いする方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内に申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この場合、前項の定めによる契約が成立します。
- (4) お客様が旅行予約サイト、電話、郵便便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約を申し込む場合、第24項(3)の定めにより予約が成立します。
- (5) お客様は通話による第24項(3)の定めにより予約が成立します。
- (6) 旅行契約は、電話による申込みの場合、本項(2)より申込みを当社が受領したときに、また、郵便便又はファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合は、申込金の支払い後、当社の旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより予約が成立します。

(4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5) 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第 26 項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとなります。

- (6) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、一部商品に限り、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、当社が承諾し、お客様が希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「**ウェーティングの取扱い**」）といたします。）をすることがあります。

- ①お客様が「フィエディング」の取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が申し込まれた日の回答をお待ちしたうえで、期間（以下「フィエディング期間」といいます。）を確認の上、申込書に申込金相当額をお提出いただきます。この時点で旅行契約が成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- ②当社は、前①の日に申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を「預り金」旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- ③旅行契約が前②より旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様にお客様に発生した時点で、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時に成立するものとします。

(4)当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

- (5)当社は、ウェーティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェーティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェーティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

4. お申し込み条件

- (申)申し込み時点で 18 歳未満の方が観客者となる以下の場合には観客者の同意書提出が必要となります。また、旅行開始時点で 15 歳未満または中学生と同等の方の参加には保護者の全行程同意書提出が必要とします。その他諸事情により参加を断念する場合があります。
- (2) 参加者が特別の条件に該当しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が暴力団関係、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が風説を流布したり、偽加や偽用を用いたり当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) レジャー、動物アトラクションのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行予約成立後これらにこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください）。あらためて当社からご案内申し上げます。旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- (7) 前号の申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とする措置についてお問い合わせし、又は書面でお申し出ていただくことが可能です。
- (8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のためにお客様又は同乗者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等と条件とすることがあります。また、お客様から申し出いただいた措置を不承認することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除を申し出ることがあります。

講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

9. 当社は、本項(1)(2)6①の場合で、当社よりお客様に連絡が必要となる場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、6ヶ月以内にお申し出の旨をお知らせし、かつお申し込みとご連絡いたします。
10. 当社は、お客様がご自身の権利を主張される場合、お客様の権利の保護のために必要とする手段にたいして、当社が判断する場合は、旅行の実施を拒むるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担になります。
11. お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
12. お客様がご乗車中、迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断し、お客様にご参加をお断りする場合があります。
13. その他、ご担当のお客様との都合がある場合には、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ・パンフレット・本項1の契約書面等により構成されます。
- (2) 本項1の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

- 旅行代金は旅行開始の前日から起算して満了した後の13日以内にある日（降参の日）に、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結した場合であっても、お客様が提携カード会員のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携カードのカードよりお客様の署名を添えて旅行代金（申込金・追加代金）と表示し、旅行代金（申込金・追加代金）の14日以内に指定する取消料（第25項に規定する取消料）を添付し、第24項に規定する期日までに、お客様がご提出いただくこととなります。この場合のカード利用日は、お客様からご申告した日であり、お客様の承諾はごいとします。
- （本項1）の定めにかかわらず、商品によっては契約と同時に旅行代金をお客様へお支払いいただきます。なお、一部通信契約においては、当社の旅行代金請求を旨の通知がお客様へ到達した日から3日以内

7. 旅行代金について

- ①参加されるお客様のうち特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上(航空機利用コースは満 3 歳以上)は満 12 歳未満の方は、こども代金となります。
- ②旅行代金は、コースごとに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- ③「旅行代金」は、第 3 項 1 の「申込金」、第 14 項 1 の「取消料」、第 14 項 3 の「違約料」、及び第 23 項 1 の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ、パンフレット等における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金」又は「基本代金」として表示した金額プラス「追加代金」として表示した金額マイナス「割引代金」として表示した金額となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
3) その他ホームページ・パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの
前項の1.には旅行代金に含まれないもの。その一例

- (1) 超過予定荷物料金(特定の重量、容量、個数を超える分について)
- (2) 宿泊施設利用における宿泊税、空港施設利用料等。(ホームページ・パンフレット等に明示した場合を除きます)
- (3) 携帯電話、インターネット利用料、ホテル・レストラン従業員等へのチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (4) 希望者のみか参加するオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。
- (5) 運送機関が課す付加運賃・料金(例: 燃油付チャージ)
- (6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- (7) 特別配膳・処置に要した費用
- (8) インターネットを通じたサービス提供による通信料

10. 追加代金と割引代金

- ①ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加料金とある「食事つきプラン」等の差額代金。

④その他ホムペ、メールマガジン等

- (2)第7項では「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割り引き後の旅行代金を設定した場合は除きます。)

- ①ホームページ、パンフレット等で当社が「早期〇日前割引」と称するもの。
②その他ホームページ・パンフレット等で「〇〇〇割引代金」と称するもの。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、大災地変、戦乱、暴動、連送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が

- 生じた場合においても、当社の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様に旅行日程の変更や当該事由が当社の責任と見做し得るものである理由及び当該事由との因果関係等を説明して旅行日程、旅行料金、旅行内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないとまでは変更しません。
- 1.2. 旅行代金の額の変更**
- 当社は旅行契約締結後には、次の内容を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変動等により通常想定される程度を超えて改訂されたときは、その改訂差額により旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金が増額変更となるときは、旅行開始日の前日から起算して少なくとも 15 日以前にお客様へ旅行内容について通知いたします。
- (2)当社旅行項目の定める適用運賃・料金的大幅な減額が行われるときは、本項(1)の前記のとおりにより、その減額分だけ旅行代金を減額します。
- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4)第 11 項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該旅行内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送、宿泊機関等の座席・部屋などの諸設備の不足が生ずることによる変更の場合を除き、当社に発生した追加費用はお客様の負担となります。
- (5)当社は、運送、宿泊機関等の利用人員により旅行代金が発生する旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

国内募集型企画旅行ご旅行条件書

この旅行条件はエース JTB、JTBMySTYLE など本文第 2 項に掲げる各社の国内募集型企画旅行に適用いたします。

当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1)当社は、「第 12 項(2)③5の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第 15 項から第 16 項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の返還又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2)本項(1)の規定は、第 19 項(当社の責任)又は第 21 項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3)クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 添乗員・旅程管理等

- (1)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な旅程管理業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。また労働基準法のためからも勤務中、一定の休息時間を適宜取得いたします。
- (2)現地係員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地係員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3)現地係員同行表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4)個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。
- (5)個人型プラン及び現地添乗員が同行しない区間、現地係員が業務を行わない区間は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスへの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、原則としてお客様ご自身で行って頂きます。
- (6)交通機関等のサービス提供の中止やお客様の都合で旅行開始前に急遽ご旅行を取り止める場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。なお、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自分で、ご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。旅行開始まで手続きを終えられなかった場合は旅行開始後の解除とての取消扱いとなり、旅行代金の払い戻しはできません。

19. 当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生日の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止 ②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害 ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ④官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止 ⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒 ⑦盗難 ⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生日の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害の如くにかかわらず、賠償額が 1 人あたり最高 15 万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)(といたします)
- (4)手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社にて代行して手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

20. 特別補償

- (1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ意図的な外傷の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては当社に特別金(1500 万円)、後遺障害補償金(1500 万円を上限)・入院見舞金(2 万円・20 万円)及び通院見舞金(1 万円・5 万円)を、また手荷物の損壊につきましては損害補償金(手荷物 1 個又は 1 対あたり 10 万円を上限、1 募集型企画旅行お客様 1 名あたり 15 万円を上限とします。)、を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払う名義契約がある場合は、当社は、当該手荷物の損害につき損害補償金の額を超過するものではありません。
- (2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場所に限り、当該募集型企画旅行参加中といいたしません。
- (3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ヒッゲル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する場合)、リュージュ、ボブスレー、スカーダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターバンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他のこれらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償又は見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払用カード等を含みます。)、各種カード、その他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等のお客様の所有品が、またはお土産品などの当社が指定する補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- (5)当社は本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重なる負う場合であっても、一方の義務の履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたします。なお傷害の程度、その原因となつた事故の概要等については、当社に対し、事故の日から 30 日以内に報告しなければなりません。

21. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様が損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を添乗員、船長、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態となったときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日まで(当社の指定する方法で支払われなければなりません。
- (5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)(の第 20 項(特別補償)の適用については、当社は、またる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、ホームページ・パンフレット等で「企画者：当社」と明示します。

- (2)オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をホームページ・パンフレットで明示した場合に、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第 20 項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償又は見舞金を支払いません(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の責めに帰ります。
- (3)当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第 20 項の特別補償規程は適用しません(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。)。が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程左欄

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)、第 7 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更によって当社に第 19 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてはなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の設備・部屋その他の諸設備の不足(いわゆるオーバーブック)が発生したことにによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア、旅行日程に支障をきたす悪天候、天災地変 イ、戦乱、テロ、暴動 イ、官公署の命令 オ、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、力、遅延、運送スケジュールの変更等当初の進行計画によらない運送サービスの提供 キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- ②第 15 項及び第 16 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③ホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 7 項で定める「旅行代金」に 15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が 1 人につき 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社はお客様の同意を得たうえで、変更補償金・損害賠償金の支払いにすぎ、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1 件につき下記の率×旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)(その他の旅行の目的の変更	1.0%	2.0%
③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における旅行便の乗継便又は経路便の変更	1.0%	2.0%
⑦ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(「当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集ホームページ・パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載された事項の変更	2.5%	5.0%

注 1：ホームページ・パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それらの変更につき 1 件として取り扱います。

注 2：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注 3：1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船毎に、宿泊機関の場合 1 泊毎に、その他の旅行サービスの場合、1 該当事項毎に 1 件とします。

注 4：⑦の⑨に掲げる変更が 1 乗車船又は 1 泊中での複数生じた場合であっても、1 乗車船又は 1 泊につき 1 変更として取り扱います。

注 5：⑦の⑨に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 6：④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関のその他の変更に伴うものをいいます。

注 7：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 8：④宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点と契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストとします。

24. 通償契約による旅行条件

当社は、当社又は委託旅行業者が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)(のカード会社(以下「会員」といいます。))より、会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通償契約」といいます。))を条件に旅行のお申込みを受けける場合があります。通償契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

- (1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2)申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
- (3)通償契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (4)当社らは提携会社のカードにより所定の口座へ会員の署名なくして「ホームページ・パンフレット等に記載する金額の旅行代金」又は「第 14 項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

- (5)契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して 7 日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30 日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通償契約を解除し、当社らが別途指定する期日まで(現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日まで、にお支払いいただけない場合は第 14 項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であっても必ずしも十分なものと云えない場合もあります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きができない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。
- 取得した個人情報(「受託販売欄」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (2)当社らは、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きが必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたホームページ・パンフレット等及び第 5 項(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社らは、①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (3)当社らは、旅行中に疾病、事故等があった場合に備え、お客様の旅行中との連絡先の方の個人情報をお伺いいたします。この個人情報、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用いたします。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社らに提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等であつた旅行社サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を提供いたします。
- (5)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様の連絡にたり必要となる最小限の範囲の者について、当社のグループ企業との間で共同して利用いたします。当該グループ企業は、それぞれ企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これらを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、「株式会社 JTB ホームページ(<http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/>)」をご参照ください。
- (6)当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

27. 旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

28. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様の二便宜をはかるため土産物店に入室することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手厚いはいたしかねます。
- (3)お客様が、航空会社で任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラバラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は、免責となりますので、ご了承ください。
- (4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (5)当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第 19 項(1)及び第 23 項(1)の責任を負いません。

「旅館・ホテル等において、「お客様が酒類・料理」その他のサービス等を追加された場合は、「原則」として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」

「受託販売契約責任営業所」